

令和5年3月1日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議  
議長 河野 美羽 様

応用理工学類クラス代表者会議  
座長 沼田幸弥  
クラス代表者会議議長 沼田幸弥

## 物理学類のクラス代表者会議に関する申合せの要請

物理学類クラス代表者会議は、令和5年度より試行される学生組織体制において、クラス代表者会議議長が全代会に出席することが困難である。これを受けて、物理学類クラス代表者会議は以下を要請する。

### 1. 概要

- ・クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ・代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

### 2. 施行

令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

令和5年3月1日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 河野 美羽 様

応用理工学類クラス代表者会議

座長 山口毅人

議長 木村奏太

## 応用理工学類のクラス代表者会議に関する申合せの要請

応用理工学類クラス代表者会議は、令和5年度より試行される学生組織体制において、クラス代表者会議議長が全代会に出席することが困難である。これを受けて、応用理工学類クラス代表者会議は以下を要請する。

### 1. 概要

- ・クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ・代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

### 2. 施行

令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

令和5年3月1日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 河野 美羽 様

知識情報・図書館学類クラス代表者会議

座長 菅原由乃

議長 川畑優人

## 知識情報・図書館学類のクラス代表者会議に関する申合せの要請

知識情報・図書館学類クラス代表者会議は、令和5年度より試行される学生組織体制において、クラス代表者会議議長が全代会に出席することが困難である。これを受けて、知識情報・図書館学類クラス代表者会議は以下を要請する。

### 1. 概要

- ・クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ・代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

### 2. 施行

令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

令和5年3月1日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 河野 美羽 様

情報メディア創成学類クラス代表者会議

座長 江波戸 憧音

議長 岡本 想

## 情報メディア創成学類のクラス代表者会議に関する申合せの要請

情報メディア創成学類クラス代表者会議は、令和5年度より試行される学生組織体制において、クラス代表者会議議長が全代会に出席することが困難である。これを受けて、情報メディア創成学類クラス代表者会議は以下を要請する。

### 1. 概要

- ・クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ・代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

### 2. 施行

令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

令和5年3月1日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議  
議長 河野 美羽 様

医療科学類クラス代表者会議  
座長 丸山 柚月  
クラス代表者会議議長 熊谷 菜々恵

## 医療科学類のクラス代表者会議に関する申合せの要請

医療科学類クラス代表者会議は、令和5年度より試行される学生組織体制において、クラス代表者会議議長が全代会に出席することが困難である。これを受けて、医療科学類クラス代表者会議は以下を要請する。

### 記

#### 1. 概要

- ・クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ・代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

#### 2. 施行

令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

以上